

仕様書

1 件名

道の駅 251 いいもりじやがーロードにおけるおむつ等自動販売機の設置に係る市有財産の貸付け

2 貸付物件

貸付物件は下表のとおりとする。なお、貸付面積には、放熱余地・転倒防止板・飲料容器用回収ボックスを設置する面積を含む。

施設名	所在地	貸付場所	貸付面積	台数
道の駅 251 いいもりじやがーロード	諫早市飯盛町上原 1376 番地	農林水産物等販売 施設西側敷地A	2.0 m ²	1 台

3 貸付期間

- (1) 令和8年4月1日から令和11年3月31日までとし、貸付期間は更新しない。
- (2) 本市が公用又は公共用に供する必要が生じたとき、設置者が入札参加資格条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他本市が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがある。
- (3) 自動販売機の設置及び撤去の日時は、本市と協議の上、決定する。

4 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者の遵守事項

(1) 自動販売機の仕様

自動販売機の大きさは、貸付面積内に入るものとし、貸付面積には、放熱余地・転倒防止板・飲料容器用回収ボックスを設置する面積を含む。

(2) 環境対策

① 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準(JIS 規格)」及び「自動販売機据付規準(清涼飲料自販機協議会作成)」を遵守した措置を講じること。その際は、可能な限り施設に負担のかからない方法で安全に設置すること。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準(食品衛生法)」及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領(業界自主基準)」等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

ア 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。

イ 自動販売機の売上窃盗の防止のため、防犯対策を講じること。

(4) 使用済み飲料容器の回収

① 回収ボックスの設置

飲料を販売する場合は、販売品目の容器の種類に応じた飲料容器用回収ボックスを自動販売機横に設置すること。なお、使用済みの紙おむつ及びおしりふき用のごみ箱の設置は不要とする。

② 飲料容器用回収ボックスの規格

ア 回収ボックスの素材は、プラスチック製とする。

イ 容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから使用済み飲料容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収用容積とする。

ウ 使用済み飲料容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み飲料容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

③ 使用済み飲料容器の処理

ア 使用済み飲料容器は、適切に回収、リサイクルを行い、設置場所周辺の清掃を行う。

イ 回収ボックスから使用済み飲料容器が溢れたりすることがないよう、適切な管理を行う。

ウ 使用済み飲料容器は、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

① 商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内外部、設置場所周辺の清掃等、自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の維持管理業務は、設置者の責任において行う。

- ② 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。
- ③ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置者の責任において対応する。また、設置する自動販売機には、故障等が発生した場合の連絡先を明示すること。
- ③ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。
- ④ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ⑤ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。

5 その他

- (1) 本市の責に帰することが明らかな場合を除き、本市はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損及び毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。